

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

公益社団法人岡山県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

SK2021220・SK2021223・第04-養04

③施設の情報

名称：悲眼院	種別：児童養護施設	
代表者氏名：高橋昌文	定員（利用人数）：22名	
所在地：岡山県笠岡市走出1303番地		
TEL：0865-65-0118	ホームページ： https://higenin.net/	
【施設の概要】		
開設年月日：1914(大正3)年1月3日		
経営法人・設置主体（法人名等）：個人		
職員数	常勤職員：23名	非常勤職員：1名
有資格 職員数	社会福祉士：2名	心理士：1名
	保育士：11名	管理栄養士：1名
	看護師：1名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	2人部屋3室、4人部屋11室、 5人部屋4室 小規模グループケア(敷地外) 2ヶ所	事務室、食堂、調理室、遊戯室、カ ウンセリング室、ホール3室、集会 室2室、浴室3室、医務室、静養室、 調理訓練室、倉庫4室、面会室、図 書室、散髪室、洗濯場、乾燥場、洗 面所5ヶ所、休憩室、トイレ5ヶ所

④理念・基本方針

自立支援目標として、「児童の人権を尊重し、家庭的な温かさと恵まれた自然環境の中で、人間形成を図ります。社会へ自立して行くための基礎として、年齢発達段階に応じた自主性、判断力が養われるよう支援し、明朗で忍耐力のある想像性豊かな児童の育成に努めます。」ということを明示しています。

⑤施設の特徴的な取組

1914(大正3)年に救療事業悲眼院として開設され今日に至る、営利を目的としない

個人経営の児童養護施設です。虚弱児施設の機能が継続されており、病弱児の対応に秀でています。2020(令和2)年4月まで、職員は住み込みでしたが、勤務体制が変更された現在も、幼児や小学生低学年の子どもの部屋には職員が1名同室しています。また、地域との繋がりが強く、学校や地域の行事には欠かせない存在となっています。施設長は施設内に住居があり、職員や子どもは、施設長といつでも話ができ、親しみのある関係が構築されています。加えて、個人経営の良さを生かした、施設長と職員が話し合った改革にすぐ取り組める運営が可能です。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和5年6月1日（契約日）～ 令和5年9月20日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和2年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

開設して100年以上の歴史を築き、地域に根付いた運営をされています。個人立という児童養護施設としては稀な存在であることから、組織の意思決定が周知しやすく、また、経営者と施設長が一体であることから、運営における課題を円滑に解消に繋げている様子が伺えました。在職期間が長い職員が多数存在すること、退職した職員が復職していることも、働くうえで職員が感じる施設の長所が複数存在していることも伺えました。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

新しいパンフレットやホームページが作成されており、受審施設での生活の様子が閲覧できることで、施設での生活が不安なく開始できます。また、プライバシー保護の規程やマニュアルが整備され、子どもからドアにカギを付けてほしいという要望があれば対応すると伝えています。

また、年に1回自己評価が行われ、振り返りの仕組みができています。子どもを尊重した養育・支援が行われており、不登校だった子どもも学校へ通えるようになっています。

養育・支援の継続については、措置変更や地域・家庭への移行の際にはネットワーク会議が開かれており、支援が継続的に行えるようにしています。夏休みには里親のレスパイトでショートステイに来る子どももいます。

そして、地域との関係が良好であり敷地外で2カ所の小規模のグループケアが順調に行われています。

コロナ禍において感染者は出ましたが、適切な対応ができていました。

評価対象A 内容評価基準

子どもを真ん中に置いた支援、子どもの権利を意識した支援ができるよう、子どもへの接し方や子どもへの対応について検討や学習の機会を設けていました。また、権利侵害防止のため、子どもと個別に話をする機会を設ける等、早期発見に努めていました。子どもたちの意見は意見箱の設置と月1回各ユニットと寮で開催される子ども集会で話し合いを行っています。内容は、食べたいもの、行きたいところ、やりたいことその他、ユニットと寮のルールや施設に対する意見も伝えることができていました。直接処遇を行う職員と、看護師・調理師・心理士等が連携しながら、子どもの支援を行っています。子どもの様子は児童記録や日誌に記載して報告する他、情報共有システムを活用することでタイムリーに報告連絡相談ができる仕組みができていました。

◇改善を求められる点

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

個人立であるが故の長所もありますが、経営を継続していく中で法人化を検討されているとのこと。法人としての組織に改編するにあたり、十分な準備が必要であろうと伺えますが、まずは理念及び基本方針、そして「期待する職員像」等、施設が目指す未来を明文化し、それを周知していくことを期待します。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

各種マニュアルが作成されていません。特に標準的な養育・支援の実施方法は文書化され職員全員が十分理解していることが必要です。また、自立支援計画作成前のアセスメントが行われておらず、3か月ごとの評価を次の計画に反映させたものとなっています。新たにアセスメント票を作成されることを望みます。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

子どもは自身の権利は主張できていますが、他者の権利にまで目が向けられているかは課題があります。自己だけでなく、他者の権利について理解を深める取り組みや、不適応行動により職員が暴力等を受けた場合の配慮等について、施設としての取り組みを検討されることを期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

地域に根付いた運営とホームページの作成により、当院での生活の様子が閲覧できるという評価を頂きました。そして改善を求められる点として挙げられた、マニュアル化、明文化、他者の権利についての理解等については、子どもが安心安全を感じられる生活を提供することを大前提として職員全員でより良い方法を考え、実行できるよう努めてまいります。評価、助言等ありがとうございました。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ－1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ－1－（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ－1－（1）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>「理念、基本方針」という名称ではなく、リーフレットに「自立支援目標」や「生活目標」が明記されていますが、今後法人化に移行するという中で、法人、施設の使命や役割を反映した理念、これに基づく基本方針を策定予定であるとのこと。但し、職員および子どもや保護者等への周知については十分な取組がなされていない現状であるため、今後理念および基本方針を策定された場合には、職員への周知は元より、子どもや保護者等への周知についても積極的に取り組まれることを期待します。</p>		

Ⅰ－2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ－2－（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ－2－（1）－① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・ ②
<p><コメント></p> <p>全国児童養護施設協議会等の団体に加入し、そこで全国的な事業の現状等を把握されていますが、地域の各種福祉計画の策定状況や、地域での特徴・変化等の経営環境の課題の把握が十分ではないように見受けられます。個人立として、組織として経営に関わる従事者が少なく限定的であるとのことから、今後法人化するにあたり、経営層として役割を持った者の擁立、そしてそれに関わる職員の増員がなされることを期待します。</p>		
③	Ⅰ－2－（1）－② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進にも取り組まれている中、現在の組織体制の場合財務上の課題があること等を把握し、それを職員会議の際に共有し、今後の法人化に向けての協議を重ねているとのこと。また、事業</p>		

を維持・発展させるためにも人員の確保が必要との認識から、法人のホームページも刷新され、対外的な情報発信にも努めています。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期的な計画については明文化されており、具体的な目標を設定されていますが、収支計画は確認できませんでした。今後、さまざまな取り組みを実施するにあたり、中・長期的な視点による計画を策定し、それに伴う収支計画の策定を期待します。それには、今後策定予定の、法人の理念及び基本方針の実現に向けた考えを明文化されることもご検討ください。そして、それを職員にも周知を図り、施設全体で明確な目標を共有する体制を構築されることも期待します。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画(事業計画と収支予算)は策定されていますが、中・長期計画の内容が反映されていません。また、単年度の事業計画も具体的な数値目標や具体的な成果が明示されておらず、目標とすべき計画にはなっていません。中・長期計画の内容を反映させた単年度の事業計画の策定を行うこと、そして具体的な目標を設定し、そこから評価できるものとして活用されることを期待します。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の策定にあたっては、一部の職員間での協議に留まっているとのことで、職員等の参画や意見の集約が不十分のよう見受けられます。一部に留まらず、多くの職員が協働して策定される体制を構築されることを期待します。そして、それを定められた時期、手順にて評価し、見直しを図ることにより事業の進捗状況を全体で把握していくことも期待します。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>策定した事業計画は月に一度開催される「子ども集会」の場で周知を図り、職員が仲介しながら一人ひとりの子どもの理解を促しています。但し、説明の内容が行事計画に留まっており、事業計画の主な内容の周知および説明がなされておらず、保護者への周知も不十分です。本評価基準に挙げられている考え方を再考し、子どもでも理解を得られるようなかたちでの周知および説明について検討さ</p>		

れることを期待します。

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>自己評価を年度間に1回以上実施されているとともに、定期的に第三者評価も受審されていますが、その評価結果を共有するに留まり、PDCAサイクルに基づいた取組がなされていません。養育・支援の質の向上に向けた取組を推進するためにも組織的に取り組まれることを期待します。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>自己評価の実施、第三者評価の受審等に取り組まれています。その評価結果を共有するに留まり、改善する取組が職員間で図られていません。評価結果を認識するだけでなく、その結果をもって具体的な改善を職員間で共有し、計画的に取り組む体制を構築されることを期待します。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>管理規程にて施設長の職責を明文化されており、不在時の権限委任等についても明文化されています。毎朝の朝礼、隔週で開催される職員会議等で自ら方針等を表明し、理解を促していることが伺えました。但し、管理規程以外には自らの役割と責任を明示されておらず、その姿勢をより浸透させるためにも今以上の手段を用いて理解促進に努められることを期待します。</p>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>関係法令の改正等の情報を児童養護施設等で組織された団体等の研修や会合時等に共有し、必要に応じて職員会議等で周知を図っています。そして、それに基づいた対応について、リーダーシップを発揮して取り組まれています。今</p>		

後、法人化を図るにあたり、今以上の活躍が期待されます。		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>定期的な職員会議の際に、養育・支援の質の向上に向けて職員からの情報を把握し、必要な体制を構築することにリーダーシップを発揮して取り組まれています。また、児童福祉施設の施設長を対象とした研修会への参加はもとより、児童養護施設等で組織される団体の研修等にも積極的に参加されています。また、職員にも研修等への参加を促し、施設内での研修を開催するなど、職員の教育にも取り組まれています。</p>		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の小規模化を図る等の理由により、職員の配置転換が必要な際には最終的な決定をなされていること、働きやすい環境整備を目的に、職員の住み込みの体制を改め宿直を導入するなど、経営の改善を図る際には積極的に取り組まれています。職員も必要に応じて施設長に相談するなど、意見の集約も図られています。</p>		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画は策定されていませんが、職員の確保に向けて求職者が集まる合同企業説明会に参加したり、職員の求人に向けて対外的な発信、具体的には受審施設の情報を発信するホームページを刷新する等取り組まれています。また、加算対象職員の配置も行われています。今後は計画的な人材確保、育成について取り組まれることを期待します。</p>		
15	Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・Ⓒ
<p><コメント></p> <p>就業規則の策定により人事管理を明文化し、それを職員に周知を図っています。ただ、具体的な「期待する職員像」が明示されておらず、また、役職への登用という制度がないことから、キャリア形成を築く上での目標設定が不明瞭となっています。まずは「期待する職員像」を明確にし、総合的なキャリアパス制度を構築されることを期待します。</p>		
Ⅱ－２－（２）職員の就業状況に配慮がなされている。		

16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員間での情報共有システムを導入し、連絡調整等の業務に活用している他、個別の相談のツールとしても活用されています。年次有給休暇についても所属する部署単位で管理され、協力し合いながら取得されています。また、住み込みの体制から宿直体制へと変更もなされています。コロナ禍により実施できていませんが、福利厚生として旅行や忘年会、新年会等を計画されています。また、中国地区の児童養護施設間で野球等の大会を開催しており、それに参加する職員の遠征費等の補助もされています。</p>		
Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設として「期待する職員像」が明確となっておらず、職員一人ひとりの目標管理の仕組みがありません。また、個別面接や中間面接等、コミュニケーションの上での目標設定がなされていません。まずは「期待する職員像」を明確にし、その上で個々の目標に関しコミュニケーションを図りながら設定されることを期待します。</p>		
18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>5か年の研修計画を立案し実施されており、受講に対する基本方針として研修の意義等を示していますが、そこには「期待する職員像」が明確になっておらず、施設が求める職員像に対して必要な技術や知識、資格等が明示されていません。研修計画も実施が始まったばかりで、評価や見直しがなされていない状況となっています。総合的な「期待する職員像」を明示し、それを目指すための方針や計画等の策定を期待します。</p>		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<p>職員のレベルに応じて6段階に分け、それに基づいた研修計画が策定され、実施されています。研修後は職員会議で内容を共有し、伝達研修で振り返りを行っています。研修計画にはOJTにも触れられており、個別のOJT、そしてスーパービジョンについても体制を構築しています。</p>		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>複数の養成校から保育実習の学生等を受け入れており、担当となる職員も配置されています。また、受入れに際してのマニュアル及びプログラムも策定されて</p>		

います。しかし、基本姿勢の明文化、指導者に対する研修の実施、そして養成校との連携のための工夫がなされていないので、それぞれの体制を構築されることを期待します。

II—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>ホームページも刷新され、施設内での出来事を記事として掲載されていますが、組織の理念や基本方針、事業計画や事業報告、予算及び決算の情報が公開されていません。また、第三者評価の受審状況は「ワムネット」に掲載されていますが、受審結果についての改善等の状況の公開がなされていません。施設の広報媒体が現在ホームページのみとなっておりますので、その充実を図るとともに、広報誌等の活用により、ホームページの活用以外の方法による広報も検討されることを期待します。</p>		
22	II—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>個人立であることから、情報公開については社会福祉法人と比較して十分ではありません。そして、財務等の監査についても実施されていません。今後、法人化するにあたり、さまざまな外部の支援を取り入れ、透明性のある組織にしていくことが期待されます。</p>		

II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>基本的な考え方を事業計画に明文化しています。長年地域に存在してきたこともあり、地域には十分認識されていると伺っており、地域の方々との交流の機会として受審施設内での行事開催には多くの方々が集う状況であるとのこと。また、地域の企業との繋がりから高等学校へ進学した児童のアルバイト先として、複数の企業が受け入れをされています。子どものニーズに応じて、通院や買い物等の外出支援もされています。</p>		
24	II—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・㉔
<p><コメント></p>		

<p>地域で組織された団体からのボランティアを受け入れていますが、それらボランティアに対しての受入に関する基本姿勢の明文化、マニュアルの整備、必要な研修及び支援がなされていません。また、地域の教育についての取組も確認できておりません。施設が考えるボランティアに対する基本姿勢を明文化されることから取り組まれることを期待します。</p>		
<p>Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ－４－（２）－① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの支援に必要な社会資源等の情報を明文化し、会議等で職員間での共有を図っています。また、児童養護施設等で組織された団体に参加され、定期的な情報交換等の機会をつくっています。子どもの個別な課題に対しては学校等との連携は図られており、子どもに関する相談等についても地域の家庭や自治体等から受け付け対応しています。より積極的な関わりを持つ目的で、地域でのネットワーク化にも取り組まれることを期待します。</p>		
<p>Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設が所在する自治体のみならず、他の自治体からの視察等も受け入れ、その場の交流の中から課題把握に努めています。ただ、情報把握に留まっており、施設から積極的に課題に取り組むために地域へ出向く等の取組がなされていないので、今後そのような活動についてもご検討ください。</p>		
27	<p>Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>災害時の備蓄等を常備しており、災害時には地域の避難所として機能することが可能です。社会福祉法人としては公益的な取組を求められていますが、個人立であっても同様な取組について検討し、実践されることを期待します。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ－１ 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
<p>Ⅲ－１－（１） 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	<p>Ⅲ－１－（１）－① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>パンフレットには「自立支援目標」や「生活目標」が記載されており、ホーム</p>		

<p>ページでも見ることができます。職員には児童憲章を配布しており、全国児童養護施設協議会が作成したカード型の倫理綱領を携帯しています。年に1回自己評価を行っています。研修を受ける機会を多く持てるよう配慮し、外部講師を招いての研修も行っています。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント> プライバシー保護の規程やマニュアルが整備されています。本館とユニット2棟に分かれて生活しており、ほぼ全員個室になっています。子どもには口頭でドアにカギを付けてほしいと言う要望があれば対応すると伝えています。児童相談所で情報が漏れてはいけない話は必ず伝えることで、子どもも保護者もプライバシー保護に関する取組を知っています。</p>		
<p>Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<p><コメント> 児童相談所からの紹介で見学希望があれば対応し、個別に必要な資料を用いて説明しています。また、新しいパンフレットやホームページを作成しており、ホームページでは施設の日々の暮らしがブログで紹介されています。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<p><コメント> あらかじめ児童相談所で施設での生活が説明され、入所時は施設長から丁寧な説明がされるとともに、保護者からは承諾書もらっています。その過程は、児童記録で確認できました。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 大きい子どもは高校卒業により自立していきます。小さい子どもは里親家庭に移行するケースが多くなっています。移行に際して児童相談所からの要請により作成する書類には、受審施設での生活の様子や服薬管理が書かれています。また、退所後も相談できるように児童相談所を中心にネットワーク会議が開かれており、出席しています。里親のレスパイトでショートステイに来る子どももいます。今後は里親支援専門員を配置して、退所後の支援を継続的していきたいと伺いました。</p>		
<p>Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 職員と子どもが個別に話をする機会を設けています。意見箱も食堂の前に設置</p>		

<p>され、いつでも自分の意見を書いて入れることが出来るようになっていきます。また、月に1回寮ごとに子どもの要望を聞く「子ども集会」が開かれており食事に関すること、頑張りたい目標、職員から子どもたちに伝えたいことを話しています。これらは職員会議で話し合い、子どもにフィードバックしています。</p>		
<p>Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント> 苦情解決の体制が構築されており、苦情相談に対応した仕組みがあります。33で述べたように、個別面談が行われ日常的に職員に直接自分の気持ちを伝えていきます。また、第三者委員会が設置されており、いつでも連絡が取れるようにしています。今後これらの仕組みを充実させるため、苦情解決の仕組みを掲示されてはいかがでしょうか。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<p><コメント> 個別面談の際に相談相手を自由に選べることを伝えています。子どもの部屋や職員室など、子どもが希望する場所でいつでも話ができる体制になっています。意見箱には「意見を入れてください。〇〇さん（職員名）が対応します。」と張り紙をしています。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント> 子どもからの相談や意見の対応マニュアルは作成されていません。33で述べたように相談や意見は「子ども集会」で職員に話をしており、ユニットや職員会議で検討され子どもにフィードバックしています。今後は対応マニュアルを作成されると伺いました。</p>		
<p>Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント> リスクマネジメントの責任者は明確にされています。危機管理マニュアルには事故発生時の対応が決められており、事故があった場合は、職員会議で再発防止策が検討されています。しかし、ヒヤリハットの報告は支援記録に記入されているのみです。ヒヤリハット事案と自己事案は原因を同一としていることが多く、ヒヤリハット事案について分析、検討することで、まだ発生していない事故の防止に繋がることとなります。ヒヤリハットを集めて記録、分析検討されることを期待します。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>感染症対応マニュアルが作成され、安全確保の体制が整備されています。看護師を中心に感染症対策が職員会議で話し合われています。また、新型コロナ感染症対応マニュアルも作成されています。感染者が発生した際は感染者を1つのユニットに集合させ、感染が広がらないようにするなど素早い対応ができています。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ ⓑ ・c
<p><コメント></p> <p>受審施設は山頂付近にあり、水害が起きやすい近辺地域のために、食糧や備品の備蓄をされています。また、危機管理マニュアルでは、火災への対応と地震への対応が作成されています。地震と夜間の避難訓練はそれぞれ年1回、火災の避難訓練は年10回、消火訓練は年1回行われています。また、子どもや職員の安否はネットを利用して全員が一度に確認できます。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・ Ⓒ
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法は文書化されていません。個別の支援方法は、自立支援計画をもとに職員会議やケース会議において検討されており、職員全員が周知しています。今後は、標準的な支援方法を文書化されることを望みます。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・ Ⓒ
<p><コメント></p> <p>40で述べたように、標準的な支援の実施方法が策定されておらず、職員会議やケース会議での検討にとどまっています。今後は、標準的な支援方法を文書化されるとともに、養育・支援の質の向上のために職員や子どもの意見が反映されるような見直しを定期的に行われることを望みます。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・ ⓑ ・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所からの基本情報に基づいてケース検討会議が行われ、自立支援計画が作成されていますが、定期的な評価を行うことでアセスメントとして考えられており、アセスメント表の作成には至っていません。自立支援計画を見直す時に、アセスメントを取られることを希望します。</p>		

43	Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>3 ヶ月に1 回評価を行い、年に1 度自立支援計画の見直しが行われています。本人の意向、保護者の意向、学校などの意見、支援方針、長期目標と短期目標が記載され、評価にもとづいて作成されています。</p>		
Ⅲ—2—（3）養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>ケース記録はスマートフォンから入力することができ、直接処遇の職員はリアルタイムで閲覧することができます。月に1 度出力したものは職員全員読むことができますが、当然のことながら持ち出しは禁止です。また、職員会議においてはそれぞれの子どもの支援経過とユニットごとの報告や検討が行われています。</p>		
45	Ⅲ—2—（3）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>業務のデジタル化に伴う個人情報等の取扱いについて、就職時に誓約書を書いています。子どもの記録は1950 年頃からのものを事務所で管理、保管されています。また、職員会議や就職時に個人情報保護の研修が行われています。今後は、個人情報保護規程を策定されることを望みます。</p>		

内容評価基準（24 項目）

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>職員は「全国児童養護施設協議会倫理綱領」のカードを携帯しています。また、年1 回全職員での読み合わせを行なっています。子どもを真ん中においた支援、子どもの権利を意識した支援ができるよう、月1 回の職員会議にて、子どもへの接し方や子どもへの対応について学習の時間を設けています。「被措置児童等虐待児 施設における虐待防止とその対応」は事務所に設置し、いつでも閲覧可能です。各ユニットと寮には不適切行動があった際の対応について示されている「体制図」を配布しています。権利侵害の防止のため、子どもと話をする機会を設けることで早期発見に努めています。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		

A②	A—1—(2)—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>施設入所前に児童相談所が「権利ノート」を使用して、子どもの権利について説明されています。入所後は、年1回児童相談所職員が来所し、「権利ノート」の内容を確認しています。職員から子どもに対し、皆と一緒に暮らしているため皆が嫌な思いをしないように、と個人面談の際に伝えています。職員は職員会議の中で子どもの権利に関する研修や勉強会の時間を設け、職員が意識できるよう取り組まれています。子どもは自身の権利は主張できていますが、他者の権利にまで目が向けられているかは課題があります。自己だけでなく、他者の権利について理解を深める取り組みをされてはいかがでしょう。</p>		
A—1—(3) 生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—(3)—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	㉕・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもから生い立ちを聞かれた時は、伝えて良い情報として事前に共有されている場合は伝えていますが、伝えられない情報を聞かれた場合は、児童相談所に相談し伝え方や内容を検討した上で対応します。子どものアルバム作りは各ユニットと寮の職員に任されています。作成したアルバムは子どもが自室で保管管理し、見たい時にいつでも見られます。</p>		
A—1—(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—(4)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉕・b・c
<p><コメント></p> <p>「被措置児童等虐待児 施設における虐待防止とその対応」、「危機管理マニュアル」が事務所にあるため、職員はいつでも閲覧ができます。不適切な対応を防止するため、子どもに不適切行動があった際の対応を職員会議にて繰り返し確認しています。不適切な関わりがあった場合「体制図」の通り、不適切対応等受理係職員から施設長に報告されます。また、不適切な関わりをした職員の対応は、就業規則に示されています。食堂前と事務所の前に「意見箱」を設置し、意見箱に届いた子どもからの意見には都度対応しています。</p>		
A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—(5)—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㉕・b・c
<p><コメント></p> <p>入所前には必ず施設見学をしてもらい、保護者にはパンフレットを使用して説明しています。入所直後はケース会議にて、入所した子どもについて情報共有しています。児童相談所からの情報は児童記録にて管理し、直接処遇をしている職員間で共有されています。入所後1ヶ月はほぼ毎日記録を記載し、特記事項がある際は職員の情報共有システムにて周知を図っています。入所直後は困っている</p>		

<p>ことや嫌なことがないか声かけし、細やかに確認するようにしています。入所前の知人に会いたいとの希望があった際は施設長や児童相談所と相談の上、対応しています。家庭復帰や施設変更する際には、児童相談所と連携しながら退所に向け、子どもに合わせた支援を行なっています。</p>		
A⑥	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>退所に向けて児童相談所が配布する「マイブック」を本人、里親、施設職員と一緒に作成していきます。また、児童相談所が主催するネットワーク会議に出席し、受審施設での生活の様子等情報提供を行なっています。退所後居住する地域の民生・児童委員や通学する学校に連絡し、情報提供することもあります。里親のもとに退所する子どもは、退所後は里親支援専門相談員を窓口として連絡先を伝えています。里親以外のところに退所する子どもには、受審施設の連絡先を伝えています。退所後、子どもが来所したり連絡があったりした際は、日誌に記録し、相談に発展した際は、児童記録や退院者外来に記載しています。退所者に対し受審施設として交流する機会を設けてはいたませんが、SNS等で退所者同士がつながり、連絡を取り合っている様子は把握しています。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>児童記録には、子どもが発した言葉、行動・表情等、細かく記載し、子どもの感情の動きを職員間で共有しています。行動上問題等があった子どもについて、その背景となる課題が何か把握に努め、ケース会議等で現状の把握と対応を協議および共有しています。子どもたちは日常的に職員に対し自由に意見を伝える機会があります。令和4年度の冬休みから、長期休みの機会を利用して子どもと職員の個人面談を実施する取組みを始めています。その際に、子どもの権利について改めて伝えています。利用者調査やインタビューの際に、職員への不満を伝える子どもがいましたが、そのことも含めて信頼して相談できる職員がいることもわかりました。</p>		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>各ユニットと寮に担当職員が配置され、日中だけでなく、夜間帯も同じ場所で過ごしています。夜間帯、宿直の職員は幼児や年少児のいる部屋で一緒に過ごします。生活の決まりごとは日課表に基づき生活していますが、それ以外のことは月1回「子ども集会」を各ユニットと寮で実施し意見を出し合っています。また、食べたいもの、行きたいところ、やりたいことについても「子ども集会」で</p>		

<p>意見を出し合い、職員に提案することができています。提案を受けた職員は、担当職員間で検討するだけでなく、必要に応じて、職員会議に諮り、意見を子どもたちに戻すようにしています。</p>		
A⑨	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「自立支援計画」に本人の意思を記載する欄があり、計画策定の際には本人の意向を確認しています。子どもたちには「意見箱」や月1回の「子ども集会」の際に自分たちの抱える課題を検討する機会を提供しています。また、子どもによっては意見を挙げられない場合は、何気ない会話の中から出てきた意見を職員が意識して聞き取り、職員間で共有するようにしています。職員間の共有はタイムリーに行われ、勤務時間が異なる職員も共有が図れるような仕組みがあります。利用者調査では、自分の気持ちや考えを話しやすい職員はいるかの質問に対し、大多数の子どもが「はい」と答えています。</p>		
A⑩	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>各ユニットや寮には書籍や遊具があり、いつでも自由に手に取ることができます。発達段階は子どもの特性によるため、どの年代でも対応できるような書籍や遊具を選ぶようにしています。書籍、遊具やお菓子等、寄付でいただくこともあります。また、児童記録から、余暇の時間は個人の好きなことをして過ごしていることがわかります。遊戯室では、外部講師から習い事として空手の指導を受けられる機会を提供しています。現在5、6人の子どもが利用しています。未就学児童については近隣の幼稚園に通園しています。加えて、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで地域行事が再開してきたため、今後は地域行事にも参加していく予定です。特に地域の花火大会への参加は子どもも楽しみにしています。定期的にボランティアが来ることは難しい環境にありますが、申し出があった場合は、手品の披露や遊び相手等で子どもたちの余暇活動にあてています。</p>		
A⑪	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の生活を通して、各ユニットと寮の担当職員は生活を営む上で必要な知識や技術を伝えるよう意識しながら関わりを持っています。季節に合った衣服を着るよう指導したり、寝ている時の温度調節等、健康について自己管理ができるよう、声かけを行ったりしています。高校生は帰りの時間が遅くなることから、安全面を考えて携帯電話の所持を許可しています。携帯電話を持つ場合は、施設の約束事を説明し同意を得た上で使用を許可しています。SNSとの付き合い方には課題があることも職員は把握しており、警察やNPO団体等の外部講師から講話い</p>		

<p>ただ予定でいます。wi-fi の仕様について制限はあるものの、外出をせず SNS を見る時間が多くなっていることは課題としてありますが、子どもたちの健康を第一に考えていることを伝えルールへの理解を得るようにしています。</p>		
<p>A—2—(2) 食生活</p>		
<p>A⑫</p>	<p>A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>食事は管理栄養士の献立をもとに食材を用意し、本館の食堂と、各ユニットで調理しています。新型コロナウイルス感染症に配慮し、壁に向かって黙食をしていた時期もありましたが、5 類感染症に移行してからは、保健所と相談の上、2 人 1 テーブルで座り、大声でのおしゃべりには注意しながらも皆で食べる食事を楽しんでいます。体調不良時には果物やゼリー等を用意したり、アルバイト等で帰りが遅い子どもには、帰宅後温かい食事が提供できるよう準備したり配慮されています。子ども集会では、食べたいものを話し合い、職員に提案しています。土日の昼食は子どもたちの希望の食事を提供しています。また、学校の課題等で調理がある子どもに対して、個々に希望に合わせて調理をする機会を設けています。家政科に通学している子どもについては、厨房での調理ができるよう、毎月調理師と同じく検便した上で、調理実習をしています。子どもたちの調理についても保健所の指導を受けながら、対応しています。</p>		
<p>A—2—(3) 衣生活</p>		
<p>A⑬</p>	<p>A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>訪問時、サイズや季節に合った衣服を着用していました。訪問時着用の衣服だけでなく、洗濯物からも、画一的な服装ではなく各々好みに応じた衣服が用意されていることがわかりました。中学生以上は自身で洗濯するようにしています。女子の下着は、乾燥機を使用や、外部から見えないよう部屋に干す等配慮がされていました。下着や靴下等は職員が購入することもあります。衣服は 2 ヶ月に 1 回程度、職員と買い物へ出かけて好みの服を購入しています。お下がりをもらうこともあり、子どもたちは好みのものを選択し受け取っています。アイロンがけや補修は、中学生以上の子どもたちには自身でするように促していますが、職員にお願いされることが多く職員が対応しています。その場合は、子どもたちの近くで作業を行うようにしています。</p>		
<p>A—2—(4) 住生活</p>		
<p>A⑭</p>	<p>A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>小規模グループケアホームには各 5 人が暮らし、個室が用意されています。本館は、入所者数の減少により部屋数に余裕があることから、中学生以上は個室にしています。小学生以下は 2、3 人で 1 部屋を使用しています。今後、入所者数が</p>		

<p>増加した際は、中学生以上の個室利用について再考が必要になります。部屋には各々好みの壁紙シールや飾りをする等して 있었습니다。破れた障子や壁紙は補修され、壊れたものを放置せず対応されていることがわかりました。部屋に鍵はありませんが、扉を閉めることで部屋に入って欲しくないという意思表示ができていました。</p>		
<p>A—2—(5) 健康と安全</p>		
<p>A⑮</p>	<p>A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	<p>Ⓐ・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>嘱託医による診察は健康診断と予防接種の年2回あり、その他適宜かかりつけ医に通院しています。精神科や心療内科の通院が必要な子どもが8割いるため、定期的な受診の付き添いを看護師中心に行なっています。各ユニットと寮の職員は、医療機関へ持参するファイルに日々の様子や主治医へ確認したいことを記載しているため、付き添いをする看護師は記載した内容を中心に主治医に報告をしています。服薬は看護師から管理栄養士と調理師に指導の上、食事の時に薬を個々にセットし子どもたちに服用させています。就寝前の薬は各ユニットと寮の職員に任せています。その他、耳鼻科、眼科、歯科受診等、定期受診が必要な子どもについても看護師や職員が付き添い、必要な医療を受けられるよう支援しています。子どもの健康面で異変があった際は何時でも各ユニットと寮の職員から看護師に連絡が入り、看護師から施設長に報告しています。アレルギーや喘息、I型糖尿病等リスクがある疾患の場合は、看護師から全職員に口頭で疾患の説明を行なっています。</p>		
<p>A—2—(6) 性に関する教育</p>		
<p>A⑯</p>	<p>A—2—(6)—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>a・Ⓑ・c</p>
<p><コメント></p> <p>職員について、異性支援、特に男性職員が女兒を支援することがない配置となっています。ユニットと寮で男女が分かれているため、男女と一緒に過ごす時間は限られていますが、子どもだけにしないよう配慮されています。また、入浴後はパジャマ姿になるため、同じユニット、寮以外の子どもたちが交流しないようにしています。今年度は大学から講師を招き、小学校高学年以上に対し性教育について講話いただく予定です。また、LGBTQについて学びの機会や情報が必要と考えている職員がいることから、今後、職員研修のテーマとしていくことを提案します。</p>		
<p>A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
<p>A⑰</p>	<p>A—2—(7)—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>a・Ⓑ・c</p>
<p><コメント></p>		

<p>長年勤務されてきた職員が数名退職する等職員の入れ替えがあったことにより、一人の職員が担う担当制からユニットと寮を単位としたチーム制に変更したり、職員間の情報共有のあり方を見直したりすることができました。</p> <p>また、子どもの安全や権利を第一に考え、暴力・不適応行動に対して、職員が一人で対応しないよう職員会議で周知しています。子どもに問題が発生した場合は、職員間で問題の内容や原因、子どもの様子について情報共有を行っています。また、月1回実施しているケース会議に諮り、必要に応じて児童相談所から助言をもらっています。不適応行動により職員が暴力等を受けた場合の配慮等について、施設としての取り組みを検討してはいかががでしょう。</p>		
A⑱	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>ユニットや寮のメンバーは子どもの年齢だけでなく、子ども同士の関係性や配慮すべき特性等を加味して構成されています。子ども間でトラブルが発生した場合は、各ユニットや寮の職員が問題解決に向けて子どもと共に話し合いを行なっていることが、個別記録に記載されています。子どもが他者に対して思いやりを持ち接することができるよう、日々の生活の中で子どもたちに伝えるようにしています。また、必要に応じて、児童相談所や学校に連絡し、情報共有を行なっています。子ども間の性的加害・被害を未然に防ぐため、子どもだけの時間を作らない、死角になる場所に行かせない等、対応しています。</p>		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑲	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>心理療法担当職員による個別の面談が行われています。対象となる子どもは10名程度で、カウンセリングルームを使用し、月1から2回程度面談を行っています。職員会議で勉強会を実施し、心理療法担当職員や看護師を中心に子どもの対応について共有する時間を設けています。また、年1回は児童相談所職員もケース会議に参加し、児童相談所職員から助言を受ける機会を設けています。受審施設内で対応しきれない場合は、医療機関とも連携を図ります。</p>		
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>学習スペースは個人の居室の机か、職員室、各ユニットと寮の共有スペースを使用し学習しています。子どもの希望する場所で学習できるよう環境を整えています。日課表では小学生は下校後に学習の時間を設定し、その通り実施しています。中学生以上には声かけはしますが、個人の主体性に任せています。近隣の学習塾が、高校受験に向けて中学3年の2学期から2週に1回、ボランティアで学習指導をしてくれています。子どもたちは通塾を楽しみにしており、対象年齢に</p>		

<p>なると全ての子どもが希望しています。職員と話すだけでなく、卒業生や先輩の姿を見ることで、自身の将来像が見えることがあるようです。</p>		
A⑳	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>進路について丁寧な聞き取りをしていることが個別記録から読み取れます。施設職員のみで検討するだけでなく、児童相談所と連携し、本人の希望に合わせた進学ができるよう検討を重ねています。また、進学先に悩む子どもに対し、オープンスクールへの参加や進学先の情報提供をすることで選択肢を増やし、子どもと一緒に考える時間を大切にしています。進路が決まらない子どもに対し、面談を繰り返し行い、子どもの気持ちの聞き取りをしています。進学に向けて経済的な課題がある家庭には、児童相談所から保護者へ連絡をとり、調整をしてもらっています。高校生の進路について、ほとんどの子どもが就職を選択しています。高校卒業後も受審施設の措置延長は可能ですが、環境的に受審施設からの通勤・通学は厳しいため、卒業と同時に受審施設を退所します。そのため、不安定な生活が予想される子どもへの支援を継続したくてもできない環境にあります。また、利用者アンケートから、目標や将来のことについて話を聞いてくれるかの質問に対し、3割の子どもからいいえ、どちらとも言えないとの回答がありました。子どもたちの将来に向けて適切な自己決定ができるよう、子どもたちの意見を十分聞き取る時間の確保や情報提供をしていくことを期待しています。</p>		
A㉑	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>地域性からアルバイト先は近隣にあるコンビニ2カ所のいずれかとなります。アルバイトは社会経験だけでなく、卒業後の資金を貯める目的で施設として推奨しています。学校生活が安定し、成績が一定基準満たされている子どもについては高校2年生から許可しています。アルバイト代は子ども個人の銀行口座に振り込まれ、希望があれば払い戻しができます。アルバイト先のコンビニは受審施設に協力的で、受審施設のことを理解した上で受け入れてくれているため、何かあればすぐに連絡を取り合っています。先にも記載していますが、家政科に通学している子どもは、受審施設内の調理場で実習できる環境を整えています。環境面で厳しいところはありますが、できる範囲でさまざまな経験ができるよう、地域の方からの協力を得ながら取り組んでいくことを期待しています。</p>		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉒	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・㉓・c
<p><コメント></p> <p>保護者との連絡は、家庭支援専門相談員が中心に行なっています。保護者との関係に関する目標は自立支援計画に明記しています。保護者との連絡では、学校からの手紙を送付したり、学校や施設での様子を伝えたりするようにしていま</p>		

す。また、連絡が取れない、取りづらい保護者については、児童相談所から連絡を取る等、児童相談所と連携を図っています。低年齢の子どもで長期間の入所が見込まれる場合は、3年を目処に里親との調整を行うことが多いです。2022年度は里親支援専門相談員が中心となり里親支援を行いました。里親支援として、夏休み等の期間に、施設で子どもの一時預かりも行なっています。

A—2—(11) 親子関係の再構築支援

A⑭

A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a・b・c

<コメント>

入所時、保護者の付き添いはほとんどありませんが、入所後、一時帰宅等で受審施設にお迎えに来られる家庭が3割程度です。入所までの過程や保護者の事情も加味し、外出や一時帰宅について、家庭や子どもによっては直前まで知らせない等、個々の状況に応じた対応をしています。退所が決まった子どもについて、必要に応じて、居住地域の民生・児童委員や学校に連絡し情報共有を行なっています。